

2020年度(令和2年度)  
福山市立一ツ橋中学校『生徒指導規程』

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、生徒が安全で安心して自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(目的)

第1条 集団生活を営む上で、ルールの大切さや守る義務について理解させ、生徒が互いに安全で安心した学校生活を送るために必要な事項を定める。

(制服)

第2条 校外外の学習活動及び登下校(休業日を含む)の際は、学校が定める制服を着用すること。

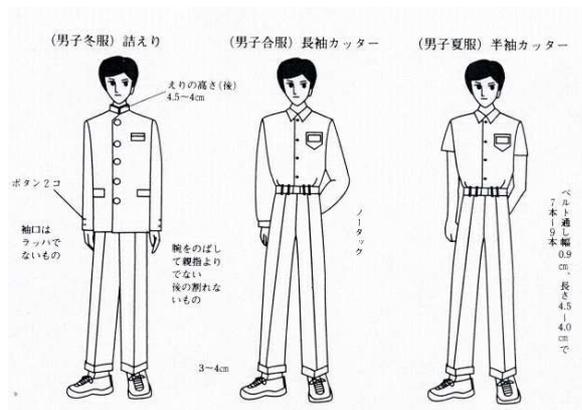
(1)男子

《冬服・合服》

①黒詰襟標準型学生服上下・学校で指定した標準 ②上衣の下は白色のカッターシャツ ③カッターシャツの下に着用する下着は、白・黒・紺・灰色の無地のものとする ④上衣をとる期間の上衣は白色カッターシャツ(この場合下着は白色のものを着用すること) ⑤ベルトの色は黒・茶・紺・灰色の無地とする。(穴が多くついている、金属の飾りがあるなど変形のものとは認めない。)

《夏服》

①白色半袖開襟シャツまたは白色半袖カッターシャツに黒のズボン ②カッターシャツの裾はズボンの中に入れる ③下着は白色(カッターシャツから下着の色が透けて見えないこと、体操服可・メーカーの胸にあるワンポイントは可)



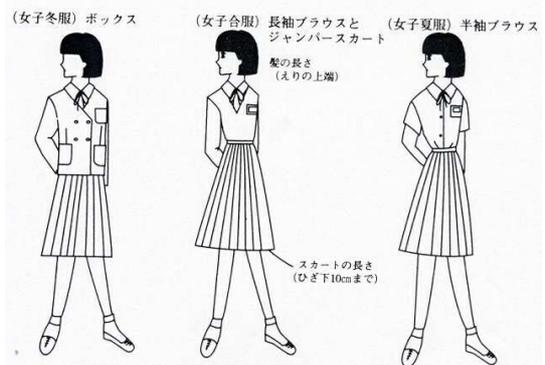
(2)女子

《冬服・合服》

①ボックス紺色 ②ジャンパースカート紺色(学校で指定した基準のもの) ③ブラウス白色(ブラウスの襟は丸襟、袖は長袖) ④ブラウスの下に着る下着の色は男子と同様とする。⑤スカート(紺色・車ひだ・ジャンパースカート・ベルトつき、ひだ 24・内ポケットつき、長さはひざ頭が見えないようにすること。ひざ下 10cmまで) ⑥棒タイ(紺色の細い棒タイを胸元でむすぶ)

《夏服》

①白半袖ブラウス(冬ブラウス型で半袖) ②スカート(腰スカート、ベルトは使用しない) ③棒タイ(紺色の細い棒タイを胸元でむすぶ) ④下着は白(ブラウスから下着の色が透けて見えないこと、体操服可・メーカーの胸にあるワンポイントは可)



(3)その他の服装

①セーター・ベスト等(色は黒または紺色の無地とし、首・裾口、裾からでないもののみ可) ②ネーム(左胸につけること、ネームには校章・学年学級章をつけること) ③手袋やマフラー④靴下(男女とも白基調のもの、くるぶしソックスは不可)⑤通学靴(白一色)⑥女子タイツ(色はベージュ)

(髪型)

第3条

(1)男子

①長さ(前…たらして眉にかからないこと、横…耳にかからないこと、後…指を3本重ねそれ以上の長さ不可)②髪型・色(変形・染色不可) ③その他(洗髪料・ワックス等不可)

(2)女子

①長さ(前…たらして目にかからないこと・かかる場合、髪は飾りのないピンでとめてたれないようにす

ること、後…ブラウスの衿の線より長くしないこと、ただし冬服の場合は襟幅の半分より長くしないこと、長い場合は黒・茶・紺色等のゴムで後で束ねること  
②髪型・色(変形・染色・脱色不可) ③その他(洗髪料・ワックス不可)

### (3)その他

眉毛(剃るなど手を加えないで自然体であること)

(持ち物)

## 第4条

### (1)カバン

カバンについては学校が規定する第一カバンを優先して使用すること。ただし、第一カバンに入りきらない場合は、規定した第二カバンを使用すること。なお、部活動の荷物など第一、第二カバンに入りきらない場合は、補助カバンを使用してもよい。(休日の部活動時は、どれを使用してもよい)

### (2)学校への持込み禁止物

授業に必要なもの(携帯電話、スマートフォン・ウォークマン・iPod等音の出るもの、ゲーム等、マンガ、お菓子・ジュース等間食、ピアス・指輪等アクセサリー類の装着・所持)

### (3)その他

化粧、マニキュア(爪を伸ばす)等装飾禁止

※ 学校内へ持ち込んだ場合は、保護者を通じて返却する。

### (授業規律)

第5条 授業規律を守り、自分勝手な行動をしない

(1)2分前行動、1分前着席(休憩時間に次の授業準備や教室移動を行い、チャイムが鳴る前に、自分に席についておく。)

(2)授業妨害(他の生徒の授業を妨げる行為および指導無視)をしない。

### (部活動の時間及び下校時間)

第6条 部活動の活動時間及び終了時間、それに伴う下校時間を下記のとおり定める。

(1)部活動の終了時間及び完全下校時間

○ 5時間授業の日 通年 16:45終了 17:00完全下校

○ 6時間授業の日

4月1日～新人総体 17:45終了 18:00完全下校

新人総体後～11月31日 17:15終了 17:30完全下校

12月1日～1月31日 17:00終了 17:15完全下校

2月1日～2月28日 17:15終了 17:30完全下校

3月1日～3学期修了式 17:45終了 18:00完全下校

○ 長期休業中の活動 8:30～16:00の間で3時間以内

### (2)下校時間

①部活動に参加していない生徒

帰り学活終了後15分以内に下校する。

②部活動に参加した生徒

部活動終了後15分以内に下校する。

### (自転車通学)

第7条 自転車通学をする生徒はヘルメットを被ること。

・現中2・中3についてはヘルメット着用を推奨する。

・長期休業中、休日、週休日に部活動で登校する場合もヘルメットを被ること。

### (届け出・許可証)

第8条 届け出・許可の必要なもの

(1)遅刻・欠席連絡(8時15分までに保護者が連絡)

(2)病気・事故・早退等

(3)保健室利用(緊急のけが以外の場合:原則担任か授業担任に理由を言い許可書をもらう)

(4)自転車通学(許可制…学校が指定した区域、許可区域外で事情がある場合は担任を通して学校の許可を得ること)

(5)JR(100 km以上)の学割(担任に申し出ること)

## 第3章 校外での生活に関すること

### (目的)

第1条 社会のルールを守る意義について理解し、自主的・自律的な生活を送ることができるようにするため、必要な事項を定める。

### 第2条 校外生活について

①夜間の外出は保護者同伴すること

②映画・演劇鑑賞については、学校が指定したもの以外は保護者同伴とする。

③カラオケやインターネットカフェについては保護者同伴であればよい。

④アルバイトは原則禁止とする。やむを得ない場合は保護者了解のもと担任を通して学校の許可を得ること。

## 第4章 特別な指導に関すること

### (目的)

第1条 次の問題行動を起こした生徒で、教育上必

要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規等に違反する触法行為
- (2) 本校の校則(生徒指導規程)に違反する行為
- (3) 繰り返し行われる授業妨害

第2条 教育上特別な指導が必要と判断した場合は、保護者に来校を求めるか、家庭訪問を行い、経緯や指導方針を説明する。